



公益社団法人 日本バス協会
東京都千代田区丸の内 3-4-1
新国際ビル 9 階

貸切バス事業者安全性評価認定制度 新基準により事業者を認定しました ～新たなセーフティバスマークの認定事業者が誕生します～

公益社団法人日本バス協会（会長：清水 一郎）は、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた取組状況を評価・認定・公表する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を 2011 年度より実施しております。

来年 1 月で軽井沢スキーバス事故から 10 年を迎えることから、貸切バスの更なる安全対策の強化が求められています。そこで、2025 年度申請より、人為的ミスや健康起因等の事故防止対策等、運行管理の強化を図るべく、審査基準を厳格化するとともに、新たな基準で認定された事業者に新たなセーフティバスマークを交付します。

今般、2025 年 9 月 25 日に開催された貸切バス事業者安全性評価認定委員会において認定された事業者より、新たなセーフティバスマークを交付します。

記

認定の概要

- 新規認定事業者 86 事業者 1,173 両
- 新基準で認定された事業者へは、右の新しいセーフティバスマークを交付します。
- なお、既に認定されている事業者（更新申請）については、本年 12 月の委員会において認定が行われる予定です。

（参考）新基準の主な変更点

- 《1》 運行管理などについて審査基準の厳格化
- 《2》 健康管理、先進安全自動車など安全に対する高度な取組への評価
- 《3》 規則等改正への対応
- 《4》 評価認定マークの変更及び最高評価を三ツ星から五ツ星にするなど認定種別の変更

※2024 年度までに認定された旧セーフティバスも有効期間内は有効です。



新「SAFETY BUS」
（セーフティバス）
マーク*

*今回認定の事業者は全て 1 ツ星です。

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」について

貸切バス事業者の安全対策の取組状況を評価・認定し、公表することで、利用者や旅行会社が安全性の高い事業者を選びやすくすることを目的に、日本バス協会が実施しています。

（参考）貸切バス事業者安全性評価認定制度

認定事業者 1,974 者 （貸切バス事業者の 58.5%、日本バス協会会員事業者の 76.8%）

以上